

学生納付特例制度とは

学生納付特例とは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、その他の教育施設の一部に在学する20歳以上のかた（夜間・定時制課程や通信課程のかたも含まれます。）で、学生本人の所得が一定額以下である場合、在学期間中の国民年金の保険料を猶予する制度です。

国民年金

【問合せ先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

手続き方法

印鑑（認印で可）と年金手帳、在学証明書（学生証のコピーでも可）を持参のうえ役場住民課保険年金の窓口へ「国民年金保険料学生納付特例申請書」（役場にあります。）を提出してください。

申請をして承認を受けると

- ・学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができます。
- ・学生納付特例期間は、将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。
※年金額には反映されませんので、ご注意ください。
- ・学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。
- ・学生納付特例期間の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成17年度中に追納する場合の追納額（月額）

1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
13,300円	13,300円	13,500円	14,040円	14,600円	15,190円	15,790円	16,040円	16,260円	16,310円
追納加算額はありません									

消 防 署



水難事故に注意！

羽島郡広域連合
☎388-1195

- 1 **遊泳禁止の場所では泳がない。**
 ・これから暑い季節になり、プールや川、海などの水辺で遊ぶ機会が多くなります。それにもない全国的に水難事故が多発する季節でもあります。
 ・そこで、水辺で遊ぶ時は次のことに注意しましょう。
- 2 **自分の泳ぐ力を過信しすぎない。**
 ・水の流れは予測ができません。緩やかに見える流れでも、水の力は強く、流されてしまうこともあります。
 ・足場が悪く、けがをしやすいたとこがあります。
- 3 **プールや川、海などへ、いきなり入らない。**
 ・準備運動をしなかったり、健康状態を考えないで、水へ入るのは、体に大きな負担をかけます。
- 4 **お酒を飲んだら泳がない。**
 ・気温は高くても、水温が低い時があります。
 ・お酒を飲んだ状態は、平衡感覚が鈍っていたり、自律神経機能の低下で、血圧や血液の流れの調節がうまくいかなくなっていたり、正常な判断ができなくなったりします。
- 5 **子どもから目を離さない。**
 ・家の中や、浅い場所だからと安心してはいけません。
 ・特に乳幼児の場合は、プールや川、海などよりも家庭内での事故が多く、浴槽、洗濯機、トイレ、バケツなどの少量の水でも、目を離したわずかな隙や死角において事故が起きます。
 以上のことに気をつけて、楽しい水辺遊びをしましょう。

